

建築基準法の取扱い

建築基準法第51条(抜粋)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場(中略)その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合(中略)は、この限りでない。

スライド1

建築基準法第51条ただし書き許可を必要とする処理施設

建築基準法施行令 第130条の2の2(抜粋)

法第51条本文(中略)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

2 次に掲げる処理施設(中略)

イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設



廃棄物処理法施行令 第7条(抜粋)

法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

(7) 廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

スライド2

建築基準法第51条ただし書き許可の概要

申請者

住所：廿日市市木材港北4番60号

氏名：安田金属株式会社

代表取締役 安田 秀吉

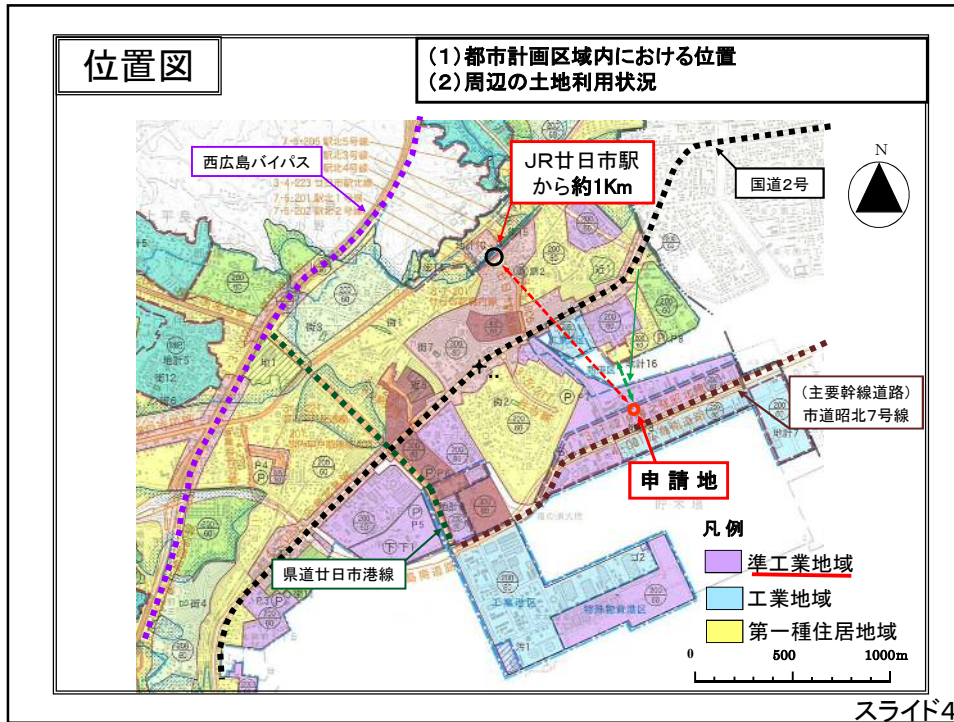
会社概要：金属類や古紙等のリサイクル事業

(昭和24年設立)

申請位置

廿日市市木材港北1069番地10

スライド3



申請理由

- 申請者は、土地及び建物を賃借し、1日当たりの処理能力が9.6トンの廃プラスチック類の破碎施設を設置したりサイクル工場を稼動している。
- 企業から廃棄されるOA機器や小型家電製品を破碎・選別処理し、原材料(プラスチック、金属類)として売却している。
- 賃貸借契約が解除となるため、自社が所有する申請地の工場へ破碎施設を移設し、業務を継続する。
- 設置する破碎施設の1日当たりの処理能力が5トンを超えるため、許可を要する。

スライド5

申請敷地・建物の概要

- (1) 地域地区 都市計画区域 市街化区域
- (2) 用途地域 準工業地域
- (3) 敷地面積 678.15m²
- (4) 建築物の概要

建築面積	406.56m ²
延べ面積	406.56m ²
構造	鉄骨造平屋建
用途	工場

スライド6

処理施設の概要と移設計画

	①現事業地 (平成25年に許可)	②申請地(移設先)	
	現在	現在	許可後 (今回申請)
施設の種別	中間処理施設 (破碎施設)	同左	同左
廃棄物の種別	廃プラスチック類	同左	同左
破碎対象物	企業から廃棄された OA機器等 家庭から廃棄された カメラ、ドライヤー等	企業から廃棄さ れたOA機器等	企業から廃棄さ れたOA機器等 家庭から廃棄さ れたカメラ、ドライ ヤー等
1日当たりの処 理能力 (8時間/日)	9.6t/日×1台 移設 (許可要)	4.8t/日×1台 (許可不要)	9.6t/日×1台 4.8t/日×1台 既存のまま

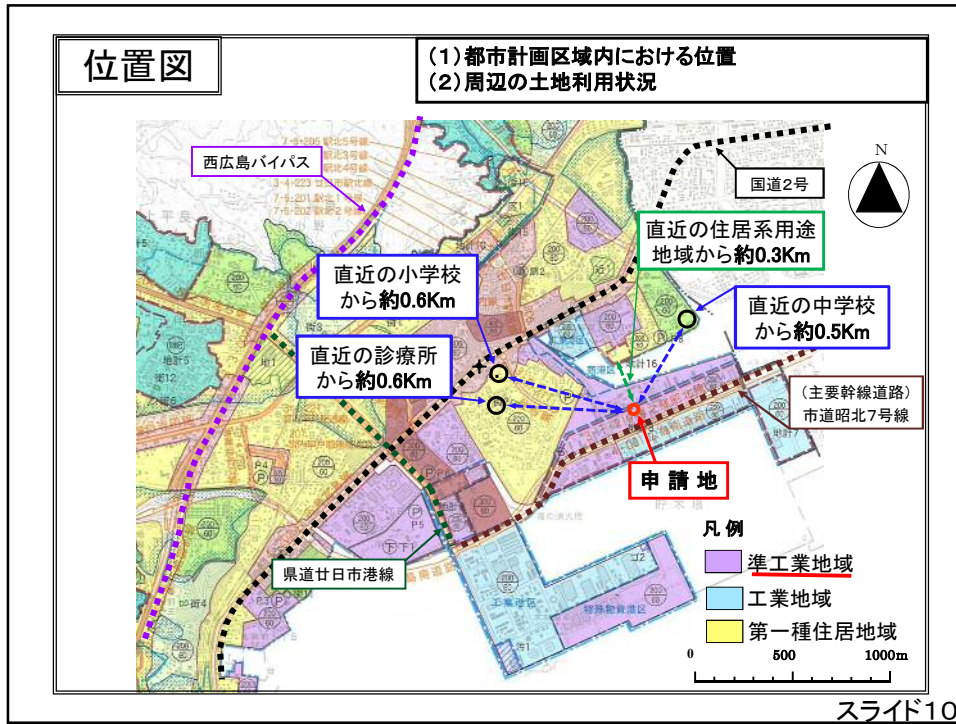
スライド7

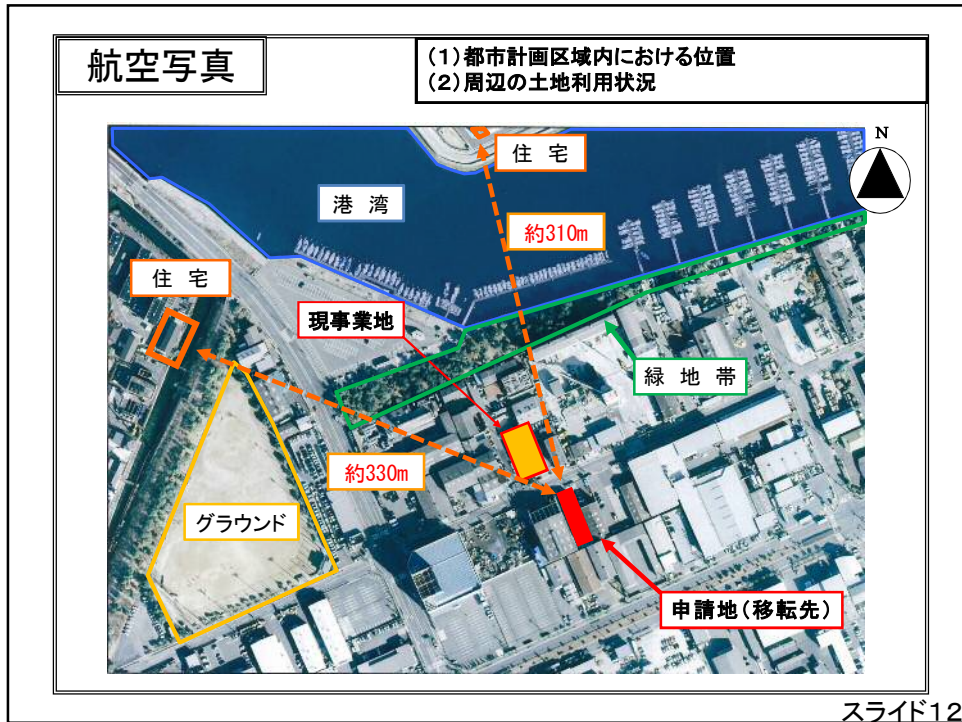
許可における審査項目	
審査項目	審査内容
(1)施設位置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況 ・用途地域 ・搬出入ルート
(2)周辺の土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、住宅地等までの距離
(3)施設計画と環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類、処理内容・手順 ・騒音、振動等の影響調査 ・廃掃法の許可
(4)地域における周知・合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の合意

スライド8

許可における審査項目	
審査項目	審査内容
(1)施設位置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況 ・用途地域 ・搬出入ルート
(2)周辺の土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、住宅地等までの距離
(3)施設計画と環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類、処理内容・手順 ・騒音、振動等の影響調査 ・廃掃法の許可
(4)地域における周知・合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の同意

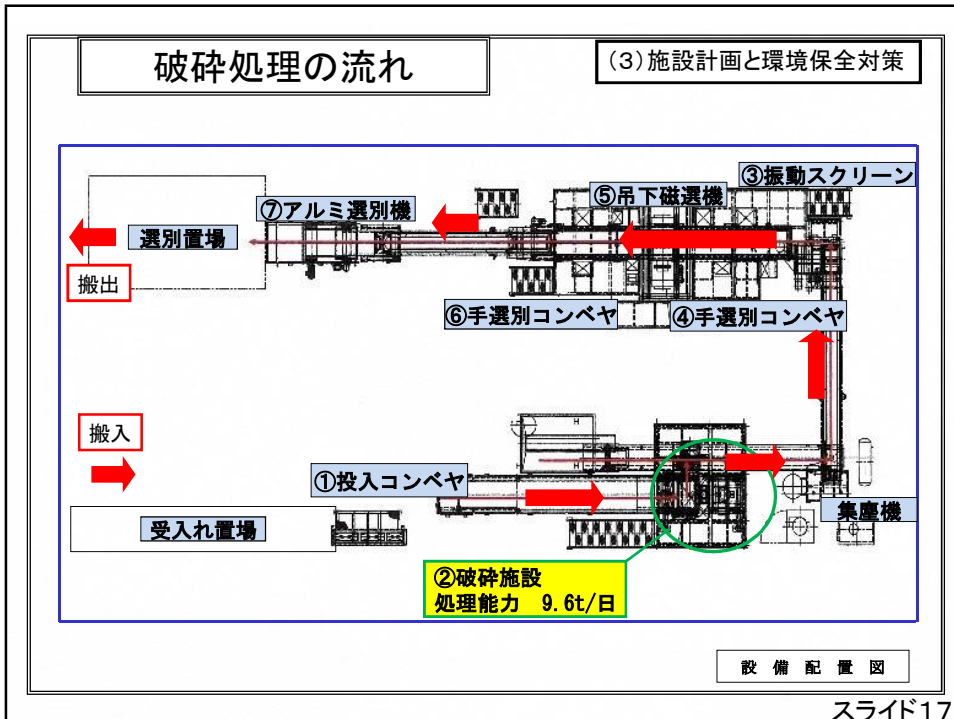
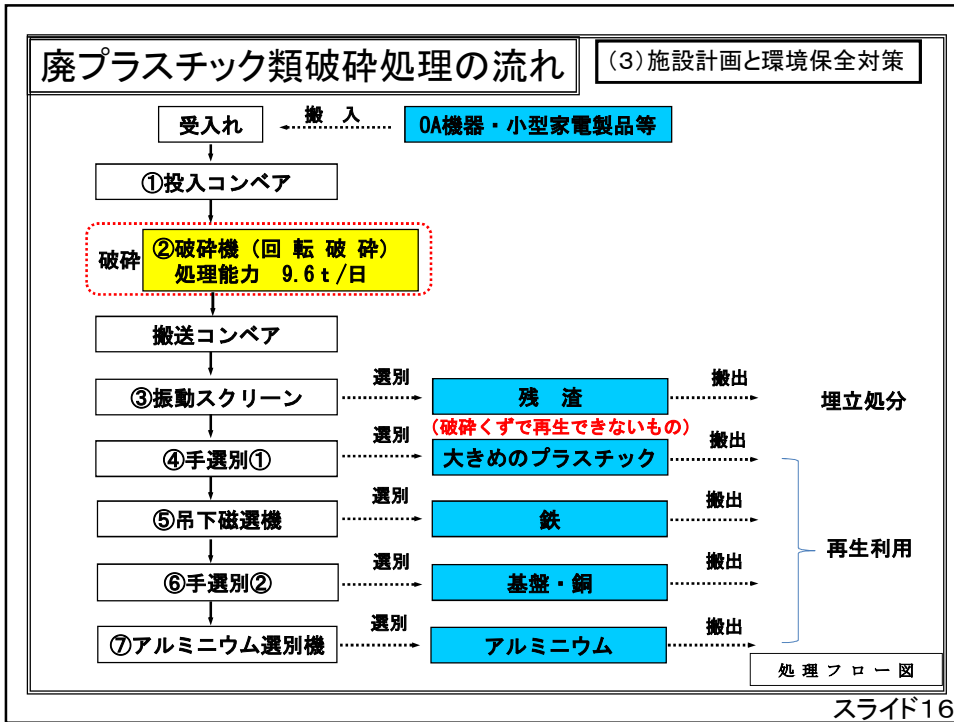
スライド9





許可における審査項目	
審査項目	審査内容
(1) 施設位置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路状況 ・ 用途地域 ・ 搬出入ルート
(2) 周辺の土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、病院、住宅地等からの距離
(3) 施設計画と環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の種類、処理内容・手順 ・ 騒音、振動等の影響調査 ・ 廃掃法の許可
(4) 地域における周知・合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の同意

スライド13



環境影響調査結果

(3)施設計画と環境保全対策

この調査は、環境省が平成18年9月に制定した、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき実施した。

項目	対象となる影響要因	調査対象	選定理由
大気汚染	施設の稼働による影響	×	破碎施設は建物内部にあり、集塵機の設置もおこなっているため、調査項目から除外
水質汚濁	施設排水の排出による影響	×	計画施設からの排水がないため、調査項目から除外
騒音	施設の稼働による影響	○	破碎施設の稼働に伴う騒音については、周辺環境への影響が考えられるため選定
振動	施設の稼働による影響	○	破碎施設の稼働に伴う振動については、周辺環境への影響が考えられるため選定
悪臭	煙突排ガスの排出による影響	×	廃棄物から悪臭が発生しないため、調査項目から除外
	施設からの悪臭の漏洩による影響	×	廃棄物から悪臭が発生しないため、調査項目から除外
地下水	最終処分場	×	最終処分場ではないため、調査項目から除外

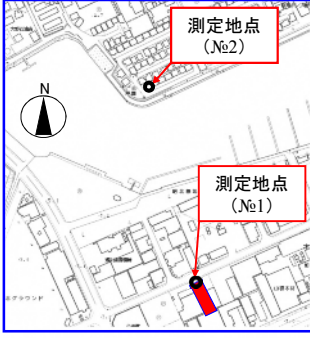
廃棄物運搬車両の走行による影響は、1日に最大2台の搬出入となることから、影響は無いものとしている。

環境部局において、**廃棄物処理施設の設置許可にあたり、支障がないものと判断**

スライド18

環境影響調査項目の結果

項目	測定地点	測定値	基準値
騒音	No.1	53dB	準工業地域【第3種区域】 昼間60dB
	No.2	42dB	第一種住居地域【第2種区域】 昼間55dB
振動	No.1	57dB	騒音規制第3種区域【第2種区域】 昼間65dB
	No.2	29dB	基準なし



スライド19

許可における審査項目

審査項目	審査内容
(1) 施設位置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路状況 ・ 用途地域 ・ 搬出入ルート
(2) 周辺の土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、病院、住宅地等までの距離
(3) 施設計画と環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の種類、処理内容・手順 ・ 騒音、振動等の影響調査 ・ 廃掃法の許可
(4) 地域における周知・合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の同意

スライド20

近隣への同意

(4) 地域における周知・合意形成

○申請者にて、平成30年10月15日及び16日に事業計画の地元説明を行っており、反対意見はない。

○今回の事業は近接地からの移転によるもので、新規の事業又は拡大ではないため十分な理解を得られている。

スライド21

関係機関との協議状況

○ゴミ処理施設の許可

平成31年2月1日 廿日市市都市計画審議会開催
 適当であるとの答申をいただいている。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の の設置許可

事前協議済であり、支障なしと判断している。

スライド22

審査に基づく評価

審査項目	審査内容	審査結果
(1)施設位置の妥当性	・道路状況 ・用途地域 ・搬出入ルート	・出入口は幅12mの市道である ・幹線道路を経由した搬出入経路 ・用途地域は準工業地域で工場が集積した地域
(2)周辺の土地利用状況	・学校、病院、住宅地までの距離	・周辺に学校、保健医療施設等なし ・住宅までの距離を確保
(3)施設計画と環境保全対策	・施設の種類、処理内容・手順 ・騒音、振動等の影響調査 ・廃掃法の許可	・適正な処理内容と手順 ・環境影響調査結果が基準値以下 ・廃掃法の許可についても環境部局において支障なしの判断
(4)地域における周知・合意形成	・近隣の合意	・許可を得て既に稼動している施設の近接地からの移転である ・地元からの反対意見なし

上記の審査結果から、本計画の敷地の位置は、周囲に及ぼす影響が少ないと判断できることから、**都市計画上支障がないもの**と判断。

スライド23